

戦友共済保険 - 保険給付内容の多様性(2)

戦後の保険システムは、戦時経済期にその源流があると考えることができる。戦時経済の下で改正された保険業法が 1996 年まで保険監督の根拠法として存続した。また商工省が保険の監督官庁だった時代が、大蔵省が監督官庁となる時代に転換したのも戦時経済の下であった。戦時経済を合理的に遂行することを目的として形成された保険システムが、戦後に目的だけが、戦争から経済成長に入れ替わっただけであると考えることが可能である。

しかしながら、このような連続性を強調しすぎると、戦後の復興・再建や戦後に生じた世界観の転換などの断絶性を見過ごしてしまうおそれがある。敗戦によって破綻した保険会社は、金融機関再建整備計画と戦後のインフレのおかげで再建できたが、経営資源や保険市場において、戦前とは異なるいくつかの断絶性に直面した。

一例をあげれば、徴兵制度の廃止により、それまで大きな市場を享受していた徴兵保険は一夜にして崩壊の憂き目を見た。徴兵保険契約は、貯蓄保険の一種とみなすことができるため、徴兵制度の廃止後には普通保険に転換することによって、契約が実質上無効になってしまうことはなかったようである。しかし徴兵保険会社は、徴兵保険という市場を一挙に失ってしまった。

今回は、徴兵保険そのものではなく、兵隊という市場に焦点を絞った戦友共済保険という保険を明らかにすることによって、戦前における給付内容の多様性の一部を紹介したい。戦友共済保険は、大正 7 年に設立された戦友共済生命保険株式会社によって発売された保険商品である。同社の原始定款第 1 条によれば、同社は、「日本帝国の領土及租借地に於て現役、予備役、後予備役、補充兵役に在る帝国陸軍服役者にして戦争又は変乱に当り死亡したるものの遺族を共済する為め特殊の生命保険事業を経営するを以て目的」として設立された。

同社の販売する戦友共済保険は、三つに時期区分することができる。第一期が創業期（大正 7 年～大正 12 年）、第二期が星一（ほし・はじめ）の経営による時期（大正 12 年～昭和 6 年）、そして第三期が第一徴兵保険への包括移転（昭和 6 年）以降である。ここにそれぞれの時期の「営業案内」を掲載した。最初のもは、創業期の「保険案内」である。掲載された役員から大正 7 年から 8 年初め頃のものと同推測できる。「軍人の保険案内」というものが第二期の「営業案内」である。最後に銃剣をもった兵士の横顔のイラストの「保険案内」が、第一徴兵保険に契約の包括移転をした後のものである。

これらの「保険案内」を仔細に比較すると、それぞれの期において商品内容に若干の変更があったことが確認できるが、「戦友共済保険」に共通する特徴を抽出することは可能である。共通する特徴を要約すると、次の 5 点になる。第一に、軍人（当初は陸軍のみだったが、第二期には海軍も含む）に限定する保険で無審査である。第二に、戦争又は事変の時に戦病死した者に戦友共済保険金が支払われる。第三に、平時軍務に服役の際にケガまたは日射病で死亡した場合には戦友共済保険金の 8 割が支払われる。第四に、任意に定め

た払込期間を終了し、さらに 4 年間経過すると払済保険に自動的に転換する。第五に、払済保険に転換する前に軍務以外で死亡の場合は、既払込保険料全額を返却する。最後に、払済保険に転換された後でも戦争変乱で死亡した時は、戦友共済保険金を支払う。

戦友共済保険金の仕組みは次のようなものであった。加入者が戦争変乱に参加する時、および帰還したときは会社に対して通知義務があること。また戦争変乱に参加した加入者全体をひとつの共済組合団体とみなし、この組合の保険料積立金から戦死者に規定の保険金を支払い、帰還者には残余の積立金を以て、各自に割り戻すこと。つまり戦争変乱に参加する戦友のみが保険団体を別個に形成し、そこから保険金を支払うという仕組みである。戦争変乱による死亡リスクを「戦友」という概念により、分散する仕組みを組み込んだ点が、戦友共済保険という商品の最大の特徴であった。

創業期の「営業案内」は、「戦友共済保険要領」として商品の特徴と保険料表が掲載されているだけであるが、第二期および第三期の「営業案内」になると、軍人が保険に加入する意義が強調されるようになっていく。第三期の「営業案内」は、次のように述べている。「この保険の最大長は一朝有事の際、国防の第一線に起つべき帝国軍人のみを加入者として、平時、戦時の別無く、その相互の救済を図るところに、第一の目的がありまして、他には全く類例の無い保険であります。(中略) 重要なことは、軍人の相互救済を建前とする国家の重大使命を持っている点です。吾社の主義、保険報国の熱誠が、ここにも現れている次第です。」

「戦友共済保険」は、戦争変乱での戦病死の保険金支払を実現したユニークな商品であったが、星一の熱心な経営にもかかわらず、昭和恐慌をはさんで成功を見なかった。その理由を明らかにするためには、経営史的な研究が必要であろうが、保険給付の面からいえば、保険契約者の通常の期待を裏切るものであり、そのため商品が不人気であった可能性がある。すなわち、平時においても兵役中であっても通常死亡に対しては、既払込保険料が返還されるだけであり、保険金の支払いはなかった。このような特殊な給付条件については、募集の際に丁寧な説明が必要であるが、「営業案内」を見る限り、それが出来ていたとは思われない。保険の中に「共済」的要素を組み込んだユニークな保険商品であったことは大いに評価したいが、給付内容の詳細を軍人に十分に説明することが難しかったことが、成功しなかった一つの要因だと思われる。

生

戦友共済保険出棧

顧問

陸軍大將	男爵	鮫島重雄
陸軍中將	男爵	宇佐川一正
陸軍中將	南部辰丙	
陸軍主計總監	辻村楠造	

社長 陸軍主計總監 井出治

本社 戦友共済生命保険株式會社

東京市京橋區日吉町八番地



